資料１

枚方市人権尊重のまちづくり基本計画
令和7年度（2025年度）取組実績

（案）



枚 方 市

目次

Ⅰ　枚方市人権尊重のまちづくり基本計画の概要 1

1.　基本計画の位置付け 1

2.　基本計画の体系 1

3.　基本計画の計画期間 2

Ⅱ　令和7年度の取組実績 3

基本方向1　人権教育の推進 3

基本方向2　人権啓発の推進 7

基本方向3　人権相談・支援体制の充実 9

基本方向4　関係団体、市民団体等との協働 11

※（別冊）　令和7年度取組実績一覧

本冊子は、枚方市人権尊重のまちづくり基本計画（以下、「基本計画」という。）を総合的・計画的に推進するため、様々な人権問題に係る施策（以下、「人権施策」という。）の取組実績をとりまとめたものです。

Ⅰでは、基本計画の概要として、基本計画の位置付けや体系、計画の期間などを説明し、Ⅱでは、4つの基本方向ごとに、各人権問題に係る令和7年度の取組について掲載しており、「3.主な取組」において、別冊「令和7年度取組実績一覧」の中から、力を入れて取り組んだものを掲載しています。

人権施策における取組に対しては、毎年、市長を本部長とする「枚方市人権擁護推進本部」等において確認するとともに、枚方市人権尊重のまちづくり審議会（※）からご意見をいただくほか（定性評価）、5年目にあたる令和8年度に市民意識調査を行い、中長期的な効果を数値で評価します（定量評価）。

※枚方市人権尊重のまちづくり審議会とは、市の人権施策に関する重要事項について市長の諮問に応じて調査審議する組織で、学識経験者・関係団体等・市民の15人で構成しています。基本計画の策定に当たって、市は同審議会に諮問し、答申を受けました。

Ⅰ　枚方市人権尊重のまちづくり基本計画の概要

1．基本計画の位置付け

○　「人権尊重のまちづくり」の基盤（ベース）となる計画

市の最上位計画である総合計画の基本目標の一つ「健やかに、生きがいを持って暮らせるまち」の達成に向け、推進していく分野別行政計画である。幅広い人権課題とそれらの取組の方向性を横断的・総合的に示している。

○　「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を踏まえた計画

平成12年（2000年）に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条において、地方公共団体の責務として規定されている「人権教育及び人権啓発に関する施策」の実施に関する基本計画として、平成16年（2004年）に「枚方市人権教育・啓発基本計画」を策定した。

本計画は、当該計画の位置づけを継承し、人権擁護に関する施策の内容を加えて策定したものである。

2．基本計画の体系

（1）　基本理念

『市民一人ひとりがまちづくりの主体となってお互いを思いやり、
多様性を認め合い、一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを進める』

（2）　基本方向

基本理念の実現に向け、あらゆる取組の礎に人権の尊重を置き、4つの基本方向から分野横断的に人権施策を展開する。中でも時代を担う子ども等に対する教育の果たす役割は大きく、人権教育*1の充実に努める。

基本方向1　人権教育の推進

（1）　学校園などにおける人権教育の充実
（2）　地域における人権教育の充実
（3）　家庭における人権教育の充実
（4）　企業等における人権教育の充実
（5）　参加・体験型学習の充実

基本方向2　人権啓発の推進

（1）　効果的な人権啓発事業の実施
（2）　様々な媒体による学習機会の拡充と人権啓発の推進

基本方向3　人権相談・支援体制の充実

基本方向4　関係機関、市民団体等との協働

*1　人権教育：「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」においては、人権教育を「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」と、人権啓発を「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他啓発活動（人権教育を除く。）」と定義している。

（3） 様々な人権問題

本計画では、市民意識調査の結果等から見える様々な人権問題を次の17に分類している。

1. 女性の人権
2. 子どもの人権
3. 高齢者の人権
4. 障害のある人の人権
5. こころの病（うつ病など）に関する人権
6. 部落差別（同和問題）
7. 外国人の人権
8. HIV 感染者、ハンセン病回復者及びその家族の人権
9. 新たなウイルス等感染症感染者や回復者並びに医療従事者等やその家族の人権
10. 犯罪被害者やその家族等の人権
11. ホームレスの人権
12. 性的マイノリティ（LGBT 等*2）の人権
13. 職業や雇用をめぐる人権
14. セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなどのハラスメント
15. インターネットによる人権侵害
16. ひきこもりの状態にある人の人権
17. 様々な人権問題

3．基本計画の計画期間

本計画は、10年間を計画期間とした中長期的な計画で、令和4年度（2022年度）～令和8年度（2026年度）を前期、令和9年度（2027年度）～令和13年度（2031年度）を後期とし、社会情勢の変化等に対応するため、中間見直しを行う。

毎年、関係各課の取組状況をもとに評価（定性評価）を行い、5年を目途に、市民意識調査を実施する（定量評価）。その結果を中間見直しの際に、計画へ反映させるものとする。

年度	R4 年度（2022）	R5 年度（2023）	R6 年度（2024）	R7 年度（2025）	R8 年度（2026）	R9 年度（2027）	R10 年度（2028）	R11 年度（2029）	R12 年度（2030）	R13 年度（2031）
枚方市人権尊重のまちづくり基本計画	←		前期					後期		→

*2 LGBT 等：同性愛、両性愛、性別違和など性的少数者を表す総称。Lesbian（レズビアン、同性を好きになる女性）、Gay（ゲイ、同性を好きになる男性）、Bisexual（バイセクシュアル、異性も同性も好きになる人）、Transgender（トランスジェンダー、出生時にきめられた性別と違う性別を生きる人、生きたい人）、これらの頭文字を取って LGBT と称される。多様な性のあり方を示すため、Questioning（クエスチョニング、自分の性のあり方がわからない、決められない、決めない人）、＋（プラス、それ以外の様々な性を表す）を加えた LGBTQ+という総称の使用が広まっているが、本取組実績では令和4年6月に策定した本計画の表記「LGBT 等」としている。

Ⅱ 令和７年度の取組実績

基本方向１ 人権教育の推進

１．取組の方向性等

令和3年度（2021年度）に実施した「人権問題に関する市民意識調査」において、自分以外に対する人権侵害を見聞きしたとき、「何もしなかった」人は 36.1%、「同調した」人は 5.5%と、人権侵害に対し、行動を起こすことができなかった人の割合が 41.6%を占めた。

また、同調査で、学校教育の人権学習が人権意識の向上に大きく貢献していることも確認できたことから、自他を大切にする心を養い、いじめをはじめとする様々な人権侵害を予防し、人権侵害に対し適切な行動ができるよう、学校園、地域、家庭の実情に応じた人権教育を推進する。

２．令和7年度の取組

すべての幼児・児童・生徒が、主体的に人権及び様々な人権問題の理解と認識を深めることができるよう、市内小中学校園等において人権教育を推進するための取組を実施するとともに、指導する教職員の人権意識の更なる向上を図るために、教職員等に対して幅広いテーマについての研修を実施した。

また、行政や学校園における取組だけではなく、スポーツなどを通した体験型の事業や支援者の養成講座など、様々な人権問題を学習する機会を提供するとともに、支援者の育成や情報提供等にも取り組んだ。

３． 主な取組

（１）学校園などにおける人権教育の充実

いじめ未然防止ワークショップ ＜2 子ども＞

留守家庭児童会室において、グループごとに協力してひとつの絵を完成させるワークを実施した。同じお題をもとに描いていても、グループごとに全く違う絵が完成することから、感じ方は人それぞれであることや他者を否定しないコミュニュケーションを体験することで、いじめ未然防止について考える機会とした。

令和8年度には、いじめ未然防止に関する問いかけ等を行うワークショップを新たに実施する。

＊＊＊ 参加者の声 ＊＊＊

・ゲームが楽しかった。友だちと触れあえ、楽しく絵を描けた。感想を言えた。友だちの気持ちがわかった。

・最後に私が流れ星を描いたとき、みんながアドバイスをくれたり、ほめてくれたりして嬉しかったです。

・みんなが描く絵が、色も形も同じじゃなくて、全部違っていて面白かったです。

HIV・性感染症の知識・検査を普及する「大学フェア」 ＜8 HIV 感染者、ハンセン病回復者及びその家族＞

市内5大学（摂南大学、大阪工業大学、大阪歯科大学、関西外国語大学、関西医科大学）にて、HIV に関する啓発とともに、健康づくりに関する内容（栄養・運動・歯科・たばこ・アルコール・心の健康・食中毒等）について知識の普及を目的とし啓発を行った。

（2）地域における人権教育の充実

市民向け学校相談会 ＜2 子ども、16 ひきこもりの状態にある人＞

進路には、多様な選択肢があることを、中学校卒業以降の進路に悩む子ども・若者本人やその家族に届けること等を目的として、「つながる相談会 in ひらかた～定時制高校・通信制高校・高等専修学校など～」を新規開催し、参加校によるパネルディスカッションや個別相談会を行った。

心のサポーター養成研修 ＜5 こころの病（うつ病など）＞

メンタルヘルスや精神疾患への理解を深め、心のサポーターが養成されていくことで、精神疾患の予防や早期介入につなげることを目的に、1回目オンライン、2回目対面で実施し、合計 93 名が参加した。

市民向け国際理解講座 ＜7 外国人＞

どんな言葉や表現が難しくて、どんな工夫をすれば伝わりやすいのか、日常での使用場面を想定した例題を用いて「やさしい日本語」の基本的な内容や外国人に分かりやすい日本語の基礎知識を学ぶ講座を開催し、28 名が参加した。

なんでも、どこでも出前塾 ＜17 様々な人権問題＞

職員が、市民の皆さまの地域に伺い、本市の取組や暮らしに役立つさまざまな情報をお話しする「職員の出前講座」に、枚方市の人権施策を広く市民に理解してもらえるように、「人権について」の講座を登録しており、民生委員・児童委員 60 人を対象に講座を行った。

（3）家庭における人権教育の充実

親支援プログラム ＜2 子ども＞

子育てについて悩み、よりよい子育て方法について学びたい保護者を対象に、保護者が良好な親子関係を築くためのスキルを学ぶ「親支援プログラム」を次のとおり実施した。

（1）前向き子育てプログラム（小学生の保護者対象）を1回（全7セッション）

（2）COSP(安心感の輪)プログラム（4 か月から就学前の保護者対象）を2回（全8セッション）

（3）幼児から小学 4 年生までの保護者を対象とした前向き子育て講座を連続講座で3回

（4）企業等における人権教育の充実

就学前児童施設職員人権教育研修 ＜2 子ども＞

就学前児童施設職員を対象に「保育環境と保育者の関わり～一人一人の丁寧な発達を支えるために～」をテーマに Web 開催により研修を実施した。研修対象を公立施設のみとするのではなく、民間施設も対象とすることで、よりよく広く子どもの人権を考える機会をつくり、165 名（公立 107 名、私立 58 名）が参加した。

教職員研修 ＜2 子ども、4 障害のある人、6 部落差別（同和問題）、7 外国人、12 性的マイノリティ（LGBT 等）、17 様々な人権問題＞

教職員研修計画に基づき、様々な人権問題についての理解促進に向けて研修を13回実施した。また、市立小中学校園教職員（人権教育担当者）を対象に、人権尊重の精神を基盤とした学校園の組織づくりの推進に資することを目的として、障害のある子どもたちの人権をめぐる現状や課題についての研修、すべての子どもたちの進路保障についての研修、また現代社会が抱える課題の背景や社会課題について理解を深め、多文化共生について考えるとともに、組織的に課題を解決していくことをねらいとした研修を実施した。

職員研修 <4 障害のある人、6 部落差別（同和問題）、14 セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなどのハラスメント、17 様々な人権問題>

全次長・課長を対象に「障害者理解・合理的配慮」に関する研修、新任課長代理・新任主査・新任主任を対象に「同和問題を始め、さまざまな人権問題とその関わりについて」の研修など、職員の人権意識の向上を図るため、様々な研修を実施した。また、ハラスメントをしない、受けない職場づくりのため、職員の意識啓発及びハラスメントの未然防止を図ることを目的に、正職員及び任期付職員・会計年度任用職員等を対象としたハラスメント防止研修を実施した。

枚方事業所人権推進連絡会会員研修 <4 障害のある人、17 様々な人権問題>

市内の事業所が加入している枚方事業所人権推進連絡会において、障害者雇用への理解を深めることを目的とした「枚方市の障害者雇用の取り組み」や「障がい者雇用におけるコマツの取り組み」についての研修や、多様な人材を採用し、協働することで、企業の人手不足の解消や従業員の早期離職防止を図るために、「多様な人材を確保・活用するために～講演と専門活動の窓口の紹介」をテーマにした研修を行った。

＊＊＊ 参加者の声 ＊＊＊

・実際に企業で取り組んでいることとして、非常に参考になった。やはり重要なのはコミュニケーションということを感じた。

・障害者を雇用する場合、業種が限定的になりがちだが、障害者の方々にも多様な個性があり、それを活かせる職場ができれば良いと思う。

（5）参加・体験型学習の充実

体験型人権教室 <2 子ども、4 障害のある人>

社会福祉協議会によるアイマスク・白杖体験や人権擁護委員によるボッチャ体験などを通して、障害のある人の人権や、相手の立場にたって考えることの大切さを考える人権教室に4小学校 281 名が参加した。



スポーツチャレンジフェスタ <4 障害のある人>

ミニパラ陸上チャレンジと題して、競技用義足装着体験、各種車いす体験、ハンドサイクル乗車体験を行い、体験を通じてパラスポーツの理解を深め、障害の有無に関わらず楽しめるイベントを実施し、336 人が参加した。

4. 今後の取組

令和7年度枚方市市民意識調査*3の結果では、昨年度と同様「一人ひとりが人権を尊重し合えていると感じていますか」という問いについて、「どちらともいえない」が最も高い。ところが、世代別で見てみると、若者世代（24歳以下）は「やや感じている」の割合が高く、『感じている（「感じている」と「やや感じている」の合計）』の割合は、若者世代が最も高いという結果が出ており、学校教育における人権学習の重要性が再認識できる。

こうした状況をふまえ、一人ひとりが主体的に人権及び人権問題の理解と認識を深めることができるよう、引き続き学習機会や情報提供の充実を図るとともに、学校園、地域、企業等の実情に応じた人権教育を継続していく。さらに、様々な人権問題に関する相談窓口や啓発事業の周知に努め、複雑化している人権問題に対応できるよう、支援者の育成やスキルアップに取り組み、関係機関との連携を図っていく。

*3 枚方市市民意識調査：最近の市民ニーズを迅速に把握するという観点から、4年に一度実施している郵送による市民意識調査を補完する簡便な形で実施したもの。調査対象は市内在住・在職・在学の方、調査期間は令和7年 5 月12日～5月30日、調査方法はインターネットアンケート（LoGo フォーム）。有効回答数 1,121 件。

プライベートゾーン教育に関する子ども人権教室 <2 子ども>

相手への思いやりの心や生命の尊さを体得することを目的として、法務局から委嘱されたボランティアである人権擁護委員が実施している人権教室のひとつであるプライベートゾーン教育に関する子ども人権教室を実施しました。

子どもたちが性被害の加害者にも被害者にもならないように未就学児や小学校低学年の児童を対象に、絵本や紙芝居を使って、水着で隠れる部分と口は「プライベートゾーン」と呼んで大切なところであること、むやみに見たり、見せたり触ったりしてはいけないこと、もしそういう場合には「いや！」「だめ！」と声に出すことなど必要最低限の知識を子どもたちに伝える内容です。

7小学校776人と市内幼稚園等15園（所）785人を対象に実施しました。





＊＊＊ 学校関係者の声 ＊＊＊

・子どもたちが小さな時から身につけていってほしい内容だった。
・声を出して拒否を示す練習は、普段はなかなか機会がないので、貴重な体験だと思う。
・子どもたちが思っていたよりもしっかり話を聞いていて驚いた。

基本方向2 人権啓発の推進

1．取組の方向性等

令和3年度（2021年度）に実施した「人権問題に関する市民意識調査」では、「人権問題とは、差別を受ける人の側の問題であって、自分には関係がない」と思う人は、「そう思う」人と「どちらかと言えばそう思う」人の割合を合わせて 6.8%であったが、「差別に対して抗議や反対をすることによって、かえって問題が解決しにくくなる」、「差別をされている人は、まず、自分たちが世の中に受け入れられるよう努力することが必要である」と思う人の割合は3割を超えている。差別をされる側に努力を求めるのではなく、「差別をしない」「差別をさせない」「差別を許さない」という人権意識の高揚が求められている。

2．令和7年度の取組

昨年度に引き続き、多様性やあまり知られていない人権問題等についての人権啓発に取り組んだ。

また、人権啓発イベントへ幅広い世代の方に参加してもらえるよう、講座や講演会のほか、パネル展や映画等の取り組みを行うとともに、若年層をはじめ、より多くの市民へ情報発信できるよう、ホームページや SNS を積極的に活用した。

3．主な取組

（1）効果的な人権啓発事業の実施

人権文化セミナー ＜2 子ども、4 障害のある人＞

広く市民に「人権の大切さ」を学ぶ機会を提供するため、美容師・理容師で NPO 法人そらいろプロジェクト京都理事長の赤松隆滋さんによる講演会「スマイルカット～みんなの笑顔のヘアカット」を実施し、57 名が参加した。

社会教育（人権）講座 ＜3 高齢者＞

家族や支援者が高齢者に対する人権侵害に関する事例（高齢者虐待や介護虐待等）とその予防策を知り、どのように高齢者を守れるのか、また家族や支援者等の立場から、どのようにかかわっていくべきか考え、今後実践できる機会を提供することを目的に、「高齢者虐待を防ぐ～わたしたちができることを考える」をテーマにした講演会を実施し、18 人が参加した。

映画上映会 ウィルde シネマ ＜12 性的マイノリティ（LGBT 等）＞

性の多様性に対する理解促進を図るため、男女共生フロア・ウィルの映画上映会「ウィル de シネマ」において、自分の性自認に迷う子どもの葛藤と寄り添う家族の物語「ミツバチと私」を上映し、147 人が参加した。

＊＊＊ 参加者の声 ＊＊＊

・奥の深いテーマを扱った映画を鑑賞できて、いろいろ考える機会が持てた。
・少し難しかったが理解するきっかけになり良かった。
・すごく良かった。世界中に自分と同じことを考えている子がいるのを知った。

（2）様々な媒体による学習機会の拡充と人権啓発の推進

広報ひらかたに啓発コラムや記事の掲載 ＜1 女性、2 子ども、6 部落問題（同和問題）、7 外国人、10 犯罪被害者やその家族等、13 職業や雇用、17 様々な人権問題＞

人権問題が身近にあることを周知するため、広報ひらかたに「ひこぼしくんの人権コラム」を掲載するとともに、各人権問題の啓発月間等に啓発記事を掲載した。

就職差別撤廃街頭啓発 ＜13 職業や雇用＞

6 月の就職差別撤廃啓発月間に合わせ、枚方市駅周辺で街頭啓発を実施し、啓発グッズの配布を行った。また、枚方事業所人権推進連絡会の会員事業所に啓発リーフレットを配付した。

子ども・若者支援講演会 ＜16 ひきこもりの状態にある人＞

ひきこもり等の状態にある子ども・若者の理解を深め、支援について周知・啓発するため「ひきこもりと家族の回復～生きづらさとどう向き合うか～」をテーマに市民講座を実施。会場での開催と、様々な事情で当日会場に来られない方も参加できるよう後日、動画による配信も行った。会場参加は 65 人、動画申込は 180 人であった。

4. 今後の取組

内容を広く知られていない人権問題については、人権上の深刻な問題が生じていると認識されにくく、置き去りにされてしまいがちなため、広報誌での啓発記事の掲載など、より丁寧な啓発に取り組んでいく。

また、正しい情報を適切に伝えることにより、偏見や誤解を解消し、様々な人権侵害を未然に防ぐとともに、多くの方に関心を持ってもらえるような事業内容を検討し、広報誌やホームページ、SNS を活用することで、若年層をはじめ、より多くの幅広い世代の方に参加いただけるような人権啓発事業を実施していく。

北朝鮮人権侵害問題啓発週間に合わせた啓発 ＜17 様々な人権問題＞

毎年12月10日から同月16日は「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です。拉致問題をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への関心と認識を深めるため、国や自治体ではさまざまな啓発活動を実施しています。

枚方市では、平和の鐘カリヨン（ヒラリヨン）のブルーライトアップを行うとともに、大阪府が作成した啓発用デジタルサイネージ画像の放映や、広報ひらかた、SNS、ホームページにて広く市民に発信しました。

また、啓発パネル展や日本人拉致問題啓発アニメ「めぐみ」DVD の上映を行うなど、様々な媒体により、効果的な啓発に取り組みました。



基本方向3 人権相談・支援体制の充実

1．取組の方向性等

令和3年度（2021年度）に実施した「人権問題に関する市民意識調査」の結果から、「差別を受けてきた人に対しては、行政の支援が必要である」と考える人や、「人権侵害を受けた当事者が救済されるよう人権課題に対応する専門の相談機関・相談窓口の充実を図る」ことを望む割合が高いことがわかった。

この結果を踏まえ、多様化・複雑化する人権問題に対し、重層的支援体制*4を構築するとともに、関係機関・団体との情報交換や共有を行い、市民に寄り添った総合的な相談支援体制を充実させていく。

2．令和7年度の取組

相談・支援体制として、広報誌などの配布物の多言語対応や点字・録音版の発行を引き続き実施し、あらゆる方の人権に配慮した取組を進めた。

また、小中学校の児童・生徒に対しては、タブレットによる SNS 相談や市長部局にも設置したいじめ相談窓口など相談先の選択肢を増やすとともに、関係機関と情報共有しながら相談対応し、相談者が支援につながりやすいよう、相談先や相談方法の周知に努めた。

3．主な取組

（1）人権相談

枚方市配偶者暴力相談支援センター「ひらかた DV 相談室」 <1 女性>

DV 被害者の専門相談窓口である枚方市配偶者暴力相談支援センター「ひらかた DV 相談室」において関係機関と連携し、DV の早期発見、相談から安全確保、自立支援まで、被害者への切れ目のない支援を行った。（1,616 件）

こころの電話相談 <5 こころの病（うつ病など）>

心に悩みのある人からの電話相談を行った。（件数 3,500 件　開所日数 362 日）

外国人のための 1 日相談会 <7 外国人>

外国人が日本の生活の中で抱える問題を、多言語で相談できる場を提供するため、相談会を開催し、22件の相談があった。

人権なんでも相談 <17 様々な人権問題>

人権相談事業を特定非営利活動法人枚方人権まちづくり協会に委託し、市民からの人権に関する相談に応じた。人権侵害を受け、またはその恐れがある場合、相談内容に応じて、助言及び情報提供を行うとともに、自ら問題解決できるよう支援を行った。（相談件数 288 件）

*4 重層的支援体制：市町村における地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、相談や支援などを包括的に行う体制のこと。

（2）支援体制

バリアフリー映画上映会 ＜4 障害のある人＞

視覚障害者や聴覚障害者にも楽しめる映画会を開催することにより図書館来館のきっかけをつくるとともに、健常者に対して障害者に関する理解を深めるため、音声ガイド・日本語字幕付き DVD を上映し、手話通訳、磁気ループを配置した。上映作品：「おしりたんてい さらば愛しの相棒よ」、「杉原千畝」、「西の魔女が死んだ」

枚方市日本語・多文化共生教室「よみかき」 ＜7 外国人＞

日常生活において、日本語の読み書きや会話に困っている方に、学習の場を提供することを目的として、6ヵ所の生涯学習市民センターで実施した。（実績回数 565 回 延べ参加者数 2,511 人）

住居がないもしくは住居を失うおそれのある生活困窮者に対する居住支援事業（シェルター事業）
＜11 ホームレス＞

住居がない、もしくは住居を失うおそれのある生活困窮者に対し、宿泊場所の供与、食事の提供等を行い、その後の自立に向けた支援を実施した。（支援者数25名）

インターネット上の誹謗中傷に対するモニタリング ＜15 インターネット＞

特定非営利活動法人枚方人権まちづくり協会への委託事業として、枚方市（地区）及び枚方市民に係る差別的な情報や書き込みについて、インターネット上のモニタリングを実施した。（個人への誹謗中傷 33 件）

4． 今後の取組

多様化・複雑化している人権問題に対応し、必要な人が相談できるよう、相談窓口の周知をより一層強化するとともに、支援が必要な人のサインを見逃さず、適切な相談窓口を案内できるよう職員全員の意識を高めるとともに、庁内の関係部署や関係機関との連携を強化していく。

また、近年、長期在住する外国人市民等が増加していることも踏まえ、外国人相談窓口の開設と充実に向けて取り組んでいく。

ひらかた・にじいろスペース ＜12 性的マイノリティ（LGBT 等）＞

性的マイノリティの方は、周囲の差別や偏見を恐れてカミングアウトしづらい現状があり、自分の性や将来について相談できる人がいないなど、当事者を取り巻く課題は多く孤立してしまいがちです。性的マイノリティ当事者同士が気軽に集い、情報交換ができ、抱えている悩みについて参加者同士で語り合えるような場として、ひらかた・にじいろスペース（LGBTQ+コミュニティスペース）を毎月第 3 火曜日に開催し、30 人が参加しました。

＊＊＊ 参加者の声 ＊＊＊
・他愛のない会話をできる場としても非常に大切なコミュニティになっています。
・新しい情報がもらえて良かったです。



基本方向4 関係団体、市民団体等との協働

1．取組の方向性等

令和3年度（2021年度）に実施した「人権問題に関する市民意識調査」から、「差別は人間として恥ずべき行為であり、私たち一人ひとりが差別しない人にならなければならない」という考え方について、「そう思う」人と「どちらかと言えばそう思う」人の割合の合計は 94.3%で、「差別をなくすためには、行政だけでなく市民団体の取組も必要である」と考える人の割合も高いことがわかった。

この結果を踏まえ、市の主体性のもと、市民、事業者、特定非営利活動法人、関係機関、市民団体などの多様な主体が、それぞれの役割と責任を自覚しつつ人権施策を推進していく。

2．令和7年度の取組

様々な団体や関係機関と連携体制をとって事業を実施することにより、多様な人権問題に対応できるよう取り組んだ。

3．主な取組

乳児家庭全戸訪問事業 <2 子ども>

生後 4 か月未満の乳児のいる全ての家庭に、保健師、助産師により家庭訪問を行い、子育てに関する不安や悩み等に対応し、また子育てに関する情報提供を行った。（2,185 件）

【大阪府助産師会】

高齢者見守り 110 番事業 <3 高齢者>

支援を必要とする高齢者を早期に発見し相談につなげるため、地域包括支援センターが中心となり、協力店舗とのネットワークにより、地域で安心して暮らせるまちづくりの一環として、見守り啓発活動を行った。

【地域包括支援センター】

要約筆記体験講座 <4 障害のある人>

筆談の必要な聴覚障害者及び中途失聴のある方の理解を深め、更に要約筆記の紹介や体験会を実施し、19 人が修了した。

【要約筆記サークル バンビ、寝屋川市、交野市】

4．今後の取組

今後も、国、大阪府、関係団体など多様な主体の相互協力のもと、地域に存在する人権課題の発見に努めるとともに、市民に寄り添った相談や啓発活動の充実を図っていく。

また、各分野における関係機関等との連携強化を図り、多様な人権問題に対応できるよう努めていくことで、あらゆる人権侵害を許さないという意識醸成につなげていく。

子ども応援ごはんプロジェクトへの協力 <2 子ども>



学校給食のない三季休業期に、経済的な事情や保護者の傷病などで昼食を食べられない小中学生を対象に、市内の協力飲食店が昼食を無料提供する公益財団法人クジラ育英会主催のプロジェクトに連携協力しました。

塩野義製薬株式会社との感染症対策の支援・啓発に係る連携協定
<9 新たなウイルス等感染症感染者や回復者並びに医療従事者等やその家族>



大阪・関西万博の開催にあわせて、大規模イベント参加時の感染症対策に関するリーフレットを作成しました。リーフレットは枚方市薬剤師会との覚書に基づき、市内全薬局に配布し、枚方市健康・医療・福祉フェスティバル等のイベント、市内小中学校の教職員にも配布しました。また、市内小中学校の保護者へはリーフレットのデータ配信し、市ホームページにも掲載しました。

専門用語はできるだけ使用せず、市民にわかりやすい表現となるように内容を検討し、おくすり手帳とセットで保管できるように A6 サイズとしました。

発行部数約 45,000 部（データ配信含む）

枚方市人権尊重のまちづくり基本計画
令和7年度（2025年度）取組実績

発　行　令和8年（2026年）〇月
事務局　枚方市市長公室人権政策課
住所：〒573-8666 枚方市大垣内町2丁目1番20号
電話：072-841-1259／ファクス：072-841-1700